

高木顕明の僧籍復権と部落解放同盟

——同朋会運動の展開を中心に——

福 井 敬

1 問題の所在と本稿の課題

1-1 はじめに

本稿の目的は、真宗大谷派僧侶・高木顕明（1864～1914）の僧籍復権運動の展開過程を明らかにすることである。顕明の僧籍復権は、真宗大谷派教団内に設置された同和推進本部（現：解放運動推進本部）によって提唱され、教団全体に拡大した後に実現した。結論を先取りして述べれば、顕明の僧籍復権は、教団指導者の差別発言をきっかけに設立した同和推進本部による教団改革のひとつの結実にはかならない。そしてその歴史的経緯をたどることは、そのまま戦後の真宗大谷派の動向を捉える一助になると筆者は考える。そこで本稿では、①同和推進本部の設立背景、②顕明僧籍復権運動前期、③顕明僧籍復権運動後期の三期のプロセスを紐解き、顕明の復権僧籍実現までの過程を考察する。

この際、②に関しては、同和推進本部により顕明の存在が発見され僧籍復権を提唱し教団に僧籍復権を訴えていく1986年から1993年を「顕明僧籍復権前期」とする。③に関しては、草の根レベルで訴え続けた僧籍復権の議論が、宗議会や春の法要など宗政や教団全体へと拡大し、僧籍復権が達成し顕彰活動が活発化する1995年から2000年を「顕明僧籍復権後期」と便宜上、設定する。

1-2 高木顕明の略歴

高木顕明は波乱万丈ともいえる人生を送った。顕明は元治1（1864）年、

愛知県西春日井群に生まれ、明治13(1880)年に尾張小教校に入学する。明治24(1891)年頃から労働者布教のため和歌山県新宮市に向かうようになる。明治30(1897)年には、市内にある浄泉寺に入寺し、明治32(1899)年、住職に就任する。顕明は大石誠之助(1867～1911)らとともに被差別部落の貧困救済や廢娼運動を行い、徐々に初期社会主義に傾倒していく。そして明治37(1904)年に「余が社会主義」を起草し、非戦論を唱えた。その後も明治41(1908)年に自坊で幸徳秋水(1871～1911)を招き談話会を開催するなど、初期社会主義者たちと主義・行動をともにする。これがきっかけとなり明治43(1910)年「大逆事件」に連座する。同年11月、大谷派教団は顕明の住職を免職。翌(1911)年、死刑判決(後に無期懲役)と同時に、教団は教団からの追放を意味する「擯斥処分」を顕明に下した。そして大正3(1914)年に、顕明は収容先の秋田監獄にて縊死を遂げた。家族も「大逆事件の家族」として迫害を受け新宮市から追放される。

顕明の名前が世に再び浮上するのは、昭和36(1961)年の「大逆事件」連座者の遺族による再審請求裁判の時である。しかし遺族の訴えは棄却される。三度、顕明の名前が取り上げられるようになったのは、平成8(1996)年、大谷派教団内での住職免職および「擯斥処分」の取り消し及び僧籍復権の際である。また近年(2013～2015)では、嶽本あゆ実による演劇「太平洋食堂」に顕明をモチーフとした人物が登場し教団内外で注目を浴びた。

1-3 先行研究の整理と本研究の位置づけ

この高木顕明に関する先行研究は、顕明著の「余が社会主義」や新宮市での活動から彼の思想や実践に内包している非戦論、平等論、親鸞教学との共通性を抽出する研究が多く占めている〔吉田1959、大沢1973、堀口1994、阿満2003、末木2004、大谷2011、2012、大東2011、菱木2012、井之上2013、2014〕。しかし、先述したように教団は戦後50年にあたる平成8(1996)年に顕明の擯斥処分を解き「僧籍復権」を行なった。にもかかわらず、戦後の真宗大谷派教団史の中で顕明の僧籍復権がなぜ達成できたのかを検討する研究は、これまでなされていない。そこで本稿では、高木顕明の僧籍復権運動の内実を戦後に真宗大谷派内で推し進められてきた

同朋会運動との関係から考察を試みたい。

戦後の真宗大谷派教団の研究は、同朋会運動に関する議論が主である〔吉田 1998、岡田 1990、1991、柏原 1986、1990、水島 2010〕。同朋会運動は昭和 37（1962）年に、「家の宗教から個人の自覚にもとづく宗教へ」をスローガンに始動した。この運動は、本廟奉仕研修・特別伝道・推進員教習を三本柱とする個人の信仰を深めていくことを目的に展開された。同朋会運動に関する研究では、例えば、〔岡田 1990、1991〕は同朋会運動の思想的基盤を清沢満之からたどり、清沢を教団内の「リフォーマー」として捉え、その改革のエートスが戦後の同朋会運動にまで脈々と続いたとの見解を示す。また、〔水島 2010〕も同朋会運動の源泉を清沢満之の宗門改革運動、精神主義運動にあることを強調する。両氏に代表されるように同朋会運動の先行研究では、同朋会運動の思想的根底や成立過程に視点を置く傾向が強く、その後の展開に関しては詳細に論じられていない。本稿で扱う、高木顕明の僧籍復権運動の背景には、同朋会運動の展開と挫折が関係している。つまり、同朋会運動の展開中に起きた差別事件を契機に設立された同和推進本部が中心となり、顕明の僧籍復権運動が展開されるのである。こうした同朋会運動の展開、部落解放同盟の糾弾、同和推進本部による顕明僧籍復権運動の 3 点を関係づけて論じている研究はこれまでなく、本稿が戦後・真宗大谷派の動向を捉える一助となるであろう。以上、本稿では、高木顕明の僧籍復権運動の過程を同朋会運動の展開と挫折のなかで論じていきたい。

なお、あらかじめ断っておかねばならないが、本稿において筆者は、ことさら特定の個人や教団の差別問題を追及し糾弾する意図はない。まして、非難することによって特定の思想や社会集団の評価を相対的に高めるつもりはない。それは本稿が、あくまでも戦後、真宗大谷派教団がいかに教団の方針や動向を決定していったのか、その動態を把握することに主眼をおいているからである。

2 同和推進本部の設立背景 ——同朋会運動と差別発言事件——

ここでは、同朋会運動を概略し、同和推進本部設立の契機となった教団の指導者的立場にある僧侶の差別発言事件について論じていく。

2-1 同朋会運動の展開

昭和 26 (1951) 年、近代教学者・清沢満之の直弟子・暁烏敏¹⁾ (1877 ~ 1954) が宗務総長に就任し、同朋会運動の前身・同朋生活運動を提唱した。昭和 31 (1956) 年には、宮谷法含²⁾ が宗務総長に就く。それにともない、内局は機関紙『真宗』4月号に「宗門各位に告ぐ」を掲載し、「現代に明白にされた清沢先生の教学こそ、重大な意義をもつものである」と述べ、清沢教学が再評価された [宮谷 2013 (1956) :10 頁]。

昭和 36 (1961) 年 6 月、訓覇信雄³⁾ が宗務総長に就任し、同朋会運動の始動にむけての宗政が本格化する。翌、昭和 37 (1962) 年、第二次訓覇信雄体制が発足。訓覇は「現実の社会に大衆が如何に、何によって苦悶しておるか、そういう問題ととりくみつつわれわれの教団が生きていく方途を考えねばならん」「1 日も早く現在の教団は近代化への脱皮を終り、1 日も早く現代の課題にこたえる」ことを急務とし同朋会運動を正式に始動させた [訓覇 2013 (1962) : 14 頁]。このように同朋会運動は、教団の近代化を目的にし、現実社会の課題に取り組んでいく信仰運動であった。しかし同朋会運動が進められていくなか、教団指導者による差別発言事件が勃発する。それにより教団は部落解放同盟から批判を受け、同和推進本部が設立することになる。

2-2 教団指導者による差別発言事件と部落解放同盟からの糾弾

昭和 42 (1967) 年、教団が制定した二次五カ年計画として教区教化委員会設置・運動の地方委譲などにより同朋会運動が盛り上がりを見せていくなか、「難波別院輪番差別事件」が勃発する。大阪難波別院を代表する輪番職

に就いている僧侶が、被差別部落出身の男性職員と同職場の女性職員が親しくしているのを妨害するために女性職員に「彼は部落民だから交際しないほうがいい」と言い放った事件である〔部落解放・人権研究所編 2011:59 頁〕。

同差別事件により教団は、昭和 44（1969）年から昭和 48（1973）年の間に部落解放同盟から計 8 回にわたる糾弾を浴び教団の差別的体質が問われた。

後に宗務総長に就任し高木顕明の「擯斥処分」を解いた能邨英士（1932～2008）は、第 6 回目の糾弾会に参加していた。部落解放同盟の前身・水平社の設立当初から部落解放運動に参加していた米田富（1901～1988）は、指導者の立場にある僧侶が差別発言をすることについてどう思うのかについて教団関係者一人ひとりに尋ね、能邨自身も返答した。彼は、「宗門にも抜き難い封建的、差別的体質はあるけれども、同朋会運動という信仰運動を押し進めていけば、おのずからそういう問題を克服できると思う」と答えた〔能邨英士選集刊行委員会 2009:258 頁〕。しかし、この発言に対し、厳しい糾弾が米田からなされた。

お前たちのいう同朋会運動というのは、何をどのように運動しようというのか、同じ教団の中にありながら、その教団の仲間から同和関係寺院や部落の者がどのような差別を受けてきたか、それを知っておるのか。このような差別を無視して、それが同朋会運動か、親鸞聖人の教えはそのようなことが許されるのか [同上]

能邨は、「自らの現実認識の甘さと同朋会運動に対する理解の不徹底さを、身にしみて知」った [同上]。糾弾会以降、彼は「内なる信心の問題と現実の問題とのかかわりは、私の基本的な問いとして絶えることなく現在に至っている」と内省する [同上:258-259 頁]。また、事件当時の宗務総長で同朋会運動を提唱した張本人の訓覇信雄も、「同和問題を同朋会運動の根幹的精神としてとらえ、差別解消という大きな目的に向かって、積極的な姿勢を確立する」「封建的な差別意識を払拭し、教団近代化を推進し、以って全人類の上に御同朋御同行の自覚を開かしめることは、同朋会運動を進めつつあ

る当教団にかけられた大きな課題である」〔訓覇 2005（1969）：69 頁〕と教団の封建的姿勢を認め、同和問題を同朋会運動の重要な課題と位置付けた。そして教団は、この難波別院輪番差別事件をめぐる 3 年間を「部落問題を中心課題とした歩みはなされてこなかったと言わねばならない」状況であったと反省する〔2005：55 頁〕。

しかし、その後の昭和 45（1970）年にも、大谷派教学の最高権威者・曾我量深（1875～1971）が差別発言事件（1970）を引き起こし、教団の差別的体質は問われ続けたのである。

2-3 同和推進本部の設立

昭和 46（1971）年、難波別院輪番差別事件・曾我量深の差別事件を受け、同和推進本部の前身、同和部が教団内に設置された。昭和 52（1977）年には、「同和問題に宗門が全体的な関わり方を求め、宗務機講の細部にまで運動を浸透させることを構想して」同和推進本部が設立する〔同和推進本部 1979:155 頁〕。設立から 2 年後の昭和 54（1979）年、同和推進本部から機関誌『身同』が創刊される。従来、同和推進本部は教団機関誌『真宗』と『同朋新聞』において意見発表を行なっていたが、同和問題自体に特化した機関誌がなかったため、『身同』を創刊したという。『身同』創刊号では、「推進本部のあゆみ」が概括されているため、以下、本書をもとに同和推進本部の設立背景をみていく。

同和推進本部は「同和部という名で取り扱われてきた事務処理を中心にした行政機関ではありません。それはあくまで、同和学习推進本部であり、同和運動推進本部でなければならないのです」と、従来の事務処理を中心とした行政機関とは異なる運動体組織であることを宣揚する〔同上〕。しかし、それは「同朋会運動（信仰運動）に対して同和運動という宗門運動の柱を別個に打ち立てようということではありません」と述べる〔同上〕。つまり、同和推進本部は同朋会運動への対抗運動ではないと強調する〔同上〕。しかし、現状として「宗議会の同和委員会による提言が指摘するように、従来宗門における同和問題の取り組みは、社会事業的側面と自己改革的側面との二面について混乱があって、宗門における同和運動の基本的姿勢が確立されておら

なかったため、はっきりした運動の方針を打ちだせず」にいる状態にあるという [同上]。こうした状況に対し、同和推進本部は「思想問題として宗門にかかわる我われ一人ひとりの信仰の内実を問うて来ている」と述べる [同上]。そして、「宗門における同和運動は、あくまでも教団の差別体質を自己変革することによって、宗門の社会的責任を果たしていこうとする」と主張する [同上]。すなわち、自らの活動理念を、教団の古い体質を内部で自己変革しながら、教団が行うべき社会的責任を外部に果たしていくことと規定する。

かくして、前述した2つの差別事件を契機に設立された同和推進本部は、同朋会運動とともに教団の社会的責任を担うようになった。

3 顕明僧籍復権前期 ——大逆の僧から部落解放論者へ——

では、同和推進本部はどのような思いで顕明の復権を提唱したのであろうか。昭和61(1986)年から平成5(1993)年を「顕明僧籍復権前期」とし、その状況をみてみよう。

3-1 僧籍復権運動の背景

ここでは、顕明の僧籍復権運動を中心的に担った泉恵機への聞き取り調査及び論考をたよりに顕明復権運動の背景について論じていく。泉は昭和19(1944)年、滋賀県長浜市生まれの真宗大谷派・清休寺の住職である。泉は同和推進本部設立当初から同本部に所属にし、とりわけ高木顕明の僧籍復権に関しては初期からその中核を担っていたため、本稿では彼の言説に運動の代表性があるものとして扱う。ただし、泉が同和推進本部を退任した現在も訓覇浩や山内小夜子により顕明の顕彰活動が継続されている。

泉は、顕明復権運動のきっかけの1つに「大師堂爆破事件」をあげる。親鸞がおさめられている御影堂(大師堂)での「大師堂爆破事件」は、昭和52(1977)年11月2日、加藤三郎(1948～)によりなされた。加藤の

犯行声明文を読んだ泉は、日本でも数少ない少数民族差別の問題の1つとしてアイヌ問題があったことに気付いた。

彼の声明文を言うと、「東本願寺派は明治政府とともにアイヌモシリを侵略し、この列島の部落民、窮民から莫大な搾取を行い、ぬくぬくと肥え太っている大悪党である」って書いてある。それで、特に「アイヌモシリを侵略した」っていうところ。(…) 明治の北海道開拓の時、われわれは「偉業」であるということで習ったけど、アイヌに会った時、これがアイヌモシリ侵略の先鋒やったんやっていうことを言われた。僕がアイヌ研究に行く前に爆破事件があってそこから感じていた [泉インタビュー：2015年5月29日]

爆破事件をきっかけに泉は、真宗大谷派教団史を反省的に捉え、アイヌ問題の解決に取り組んだ。以降、泉はアイヌ問題に関心を持ち、さらには部落差別問題に取り組んだ高木顕明に興味を持つ。

次に泉は、高木道明の論文「大逆事件と部落問題——高木顕明の人と思想——」(1970)を顕明僧籍復権のきっかけとしている。

泉は、昭和61(1986)年に高木道明の論文を読み顕明のことを初めて知ったとインタビューで語っている。高木道明論文では、顕明は「部落問題を抜きにしては語れない存在」とであると論じられている [高木 1970:19 頁]。

泉は道明論文を読み、顕明復権への思いが強くなった。この時、彼は顕明に対して「大谷派にもこんな人がおるんや (…) すごい人がいたんや」と感銘を受けたそう [泉インタビュー:2015年5月29日]。道明論文がなかったら顕明の復権運動に「とっつかなかったやろうな、彼のおかげ」だった [同上]。これを機に泉をはじめとする同和推進本部の顕明像は「部落解放論者」という道明論文を踏襲した像が構築される。またもう1つ、泉は顕明の僧籍復権の意義を次のように語る。

僕が考えてたのは何かな。やっぱり一番は遺族が名乗り挙げられるような状態を作ることが1つの到達点やと思っていた。それは大谷派のなか

で胸張って「自分は高木顕明の子孫や」ということを言えるような大谷派にするというようなことか。そういう言葉で言っている。だから少なくとも顕明をマイナスイメージで言うんじゃないし、プラスイメージでみるような大谷派のイメージにするところか。そういうことだろうか [同上]。

僧籍復権の最大の目的は、顕明及び関係者が自らを誇れる教団にすることにより、教団の前近代的な体質を改善することだったといえる。では、泉を始めとする同和推進本部は、顕明の僧籍復権運動をどのように展開したのであるだろうか。

3-2 僧籍復権運動の萌芽

泉によると、高木顕明の僧籍復権を教団に訴えた時期は昭和 61 (1986) 年としている。しかし運動当初、教団からのコンセンサスを得ることはできなかった [泉 2010:4 頁]。いわば、教団側は明治天皇暗殺に関わった顕明に対し大きな疑念を持っていたのである。

高木顕明というのは一般的にいえば明治天皇暗殺に関わっているとされている。僕がどうしてもやらなあかんと思ったのは、高木顕明は大逆事件に連座したけど全くの無実を証明する以外はないだろうと。そのところで本山の方は引掛かる訳。「無実であることを証明しろ」と [泉インタビュー：2015 年 5 月 29 日]。

そこで同和推進本部は、顕明ゆかりの地である名古屋や新宮へ出向き顕明の遺族を捜した。だが、顕明僧籍復権時に遺族が名乗り出るまで見つかることはできなかった。復権の兆しがみえたのは平成元 (1989) 年の頃である。

平成元 (1989) 年、転機がおとずれる。機関誌『真宗』2月号に教団近代史を検証する特集が生まれ、顕明の小論が掲載された。『真宗』誌上に顕明が登場するのは復権前の 10 年間において初めてだった。執筆者は泉本人である。しかし、「大逆事件と大谷派教団」と題した小論は顕明の生涯につ

いて言及はするものの、復権の提起はなかった。一方、小論のなかで泉は顕明について以下のように述べる。

彼への擯斥処分は、当時の教団の在り方の中では当然のこととして行われたであろうが、大谷派における部落差別へのかかわりの歴史の中で、後述する武内了温に先立って、部落差別の問題を宗教者（大谷派僧侶）としての自らの宗教性を問題として身をもって歩んだ人であると記録せねばならない [泉 1989：6-7 頁]

泉は部落差別を考える上で学ぶべき僧侶として顕明を評価した。この小論を契機に「部落解放論者」として顕明は紹介され、教団内に認知されるようになる。

特筆すべき事柄として、平成4（1992）年に同和推進本部が編集した『部落問題学習資料集』（以下『学習資料集』）の発刊がある。『学習資料集』では、教団における部落差別問題への取り組みをした僧侶として顕明を位置付けている。

このように、当初、顕明の僧籍復権は教団からのコンセンサスが得られず、復権の提起もできなかったが、教団近代史の反省のなかで部落解放論者として紹介されるようになった。この時期から復権へむけて徐々に顕明が認知され、部落差別問題に関わった僧侶という人物像が構築されるようになった。

3-3 同和推進本部による復権提唱

それでは、「大逆事件」への連座を理由に困難視されていた顕明の復権は一体どのように提唱されたのだろうか。

平成5（1993）年5月に発刊された『真宗』5月号に掲載された「真宗ブックレット3『死刑制度と私たち』改訂版の発行にあたって」（以下「改訂版の発行にあたって」と「大逆事件の犠牲者高木顕明師について」（以下「高木顕明師について」）をめぐる「事件」を手がかりに論じていこう。

平成4（1992）年に発刊された「真宗ブックレット3」第一刷所収論文「仏教者と死刑制度」に事実誤認が発覚した。そのため「改訂版の発行にあつ

て」が発行されるまでだった。事実誤認は顕明に関する記述だった。「改訂版の発行にあたって」では、「①経緯と問題の受けとめ」と「②改訂箇所」の二節に分けられており、事実誤認に関して言及されている。続く頁では泉が執筆した「高木顕明師について」が掲載されている。以下では、具体的な事実誤認箇所と泉による顕明論を中心に顕明がどのような描かれているのかを析出する。

①「改訂版の発行にあたって」での復権提唱

『死刑制度と私たち』に「仏教者と死刑制度」が所収されていることは、上述した通りである。同書では「大逆事件」と顕明について論じられている。事実誤認箇所は、「高木顕明は、和歌山県の被差別部落の寺院に生まれ」である。読者による指摘だった。この指摘を受け、「出版部は、執筆者・同書編集者・同和推進本部と事実の確認を行い協議した」[出版部 1995:11 頁]。結果、次のように改訂した。「高木顕明は愛知県の大谷派の門徒家庭に生まれたが、縁あって得度し、その後和歌山県下の、被差別部落の門徒を多くかかえた寺に入った」[同上]。そして、平成5(1993)年2月26日に初版印刷を停止し、4月20日に改訂版を発行したことを報告する。

この「事件」に対し出版部は次のように総括している。

今回の公表を、真宗大谷派の部落差別克服への取り組みの先駆者である高木顕明の真実像を明らかにしていく契機にできればと思います。大逆事件による無実の罪で獄死した氏の事績を検証し、心に刻むことによって、私たち教団に問われている課題を明らかにしなければならないと考えるからです [同上]。

出版部は今回の事実誤認の確認から改訂・公表を一つの契機として顕明の事績を検証し、彼を「部落差別克服の先駆者」として捉えていくべきであると読者に訴えている様子が窺える。次に泉による「高木顕明師について」をみてみよう。

②「高木顕明について」における「部落解放論者」としての復権提唱

「高木顕明師について」は、主に顕明の事績について略述されている。そこでの顕明は次のように記されている。「(顕明は) その生ごまに学ばねばならぬ先輩であり、大谷派の宗門として決して忘れてはならぬ求道の先達であった」[泉 1993:12 頁]。では、執筆者である泉は顕明をどのような事績をもって、忘れてはならない先達者として捉えているのであろうか。

顕明の事績の多くは今日不明であるが、しかし、概観したように顕明は、明治の時期に真宗大谷派の僧侶として部落差別問題に正面から取り組もうとした希有の人であったのであり、それが故に死刑判決を受け、死んでいかねばならなかったのである。被差別部落の門徒衆に向かい合って、僧侶として誠実に生きようとする顕明の悩みを受け止め、共に考えていこうとする姿勢や運動が大谷派の中にあつたとすれば、顕明は決してこのような死に方をすることはなかったように思われる [同上:17 頁]

泉は顕明を部落解放論者として先達すべき存在として取り上げている。さらに顕明に対し教団が何かしらの救済処置を行わなかったことを嘆いている。そして、「高木顕明を孤立させ、排除し、殺したのは、国家権力であると同時に大谷派の宗門であつたという自覚が、今日の私たちに要求されると思う」と教団へ復権の要請をしている [同上]。

以上、顕明復権提唱の経緯を明らかにしてきた。顕明の僧籍復権に関して公的に言及にされるようになったのは、平成 5(1993)年の『真宗』誌上であつた。泉は顕明を真宗大谷派における部落解放論者の先達者として捉え、教団に対して復権の要請を伺わせた。換言すると差別問題に関係する事柄が問題となった顕明僧籍復権前期では、顕明「大逆の僧」から「部落解放論者」として捉えられ、教団内部で再評価されるようになった。以降、同和推進本部による能動的な復権運動の舞台は、宗議会など宗政内局へと移り、宗議員や宗務総長が顕明に注目するようになった。

4 顕明僧籍復権後期 ——部落解放論者から非戦論者へ——

ここでは、同和推進本部の枠をこえ教団内局で顕明僧籍復権がどのように議論され僧籍復権に至ったのか、宗議会と「春の法要」の様子からみてみよう。

4-1 宗議会での復権提唱

平成6(1994)年1月、過去に部落解放同盟から糾弾をうけた能邨英士が宗務総長に就任し能邨内局が発足する。そして、平成7(1995)年4月1～3日に全戦没者追弔法会「春の法要」が御影堂で勤修された。『中外日報』によると全国各地から約3,000人が参集したと報じている〔中外日報1995.4.6〕。「春の法要」で能邨は教団の戦争責任を反省する意向を示し、高木顕明の擯斥処分を取り消し名誉回復を図る意向も示唆した。

同年の第28回宗議会では、能邨は戦後50年を節目に、教団が行ってきた戦争協力の反省から非戦と平和を社会へ発信していくことと、古い教団体質から脱却し現実社会との接点をもち実践を行っていくことが今後の教団の課題であると表明する。

そして、能邨は顕明の僧籍復権を表明する。

1911年(明治44年)の大逆事件に連座させられ、無実の罪で獄中に逝かれた真宗大谷派住職・高木顕明氏のことであります。宗門は、同氏が死刑を宣告させるや直ちに僧籍を剥奪し、しかも無実が明らかになってからもなおこの処分を放置し続けるということにまことに慚愧にたえぬ過ちを犯したものであります。この事実も忘れてはならないことの一つであります。宗門各位からのご意見をいただきながらしかるべき措置を講じてまいりたいと思うものであります〔第28回宗議会(常会)議事録1995:16-17頁〕。

4月の「春の法要」に次いで、顕明に対して何らかの措置を講ずることが宗議会においても表明された。この能邨の演説を受け宗議会無所属野党議員の

戸次公正が登壇し、彼もまた顕明の僧籍復権を訴える。

今日の意識で彼をも認めるといふ事実ではなくて、高木顕明を孤立させ排除し殺したのは国家権力であると同時に大谷派宗門であったという自覚と懺悔に立った措置すなわち処分の撤回と復権への方途であります。高木顕明はいわば反差別人権・反戦平和の先駆者でありました。その遺志を引き継いでいくような研鑽の場も必要です。それは、戦後の私たちが再び同じ誤ちを犯してこなかったか、これからどんな願いを明らかにしていくのかを確認する事でもあるのです [同上 :98 頁]。

ここでは、教団内局の顕明に対する評価が、彼の生きた時代と全く異質で積極的な評価が付けられていることがわかる。またそれは、同和推進本部が捉えた「部落解放論者」としての顕明像ではなく、「非戦・平和の先駆者」として教団は捉えている。いわば「大逆の僧」から「部落解放論者」そして「非戦・平和の先駆者」へと顕明像が変質しているのである。この変質に関しては、教団側が戦後 50 年という節目に即して顕明を評価したと考えられる。

いずれにせよ、顕明僧籍復権が提唱された宗議会後、顕明の顕彰活動は同和推進本部を中心に学習会なども開催され活発化し、復権の取り組みが行われるようになった。以降、同和推進本部は「高木顕明担当部署」として教団と協力関係の体制を築いていく。

4-2 高木顕明の僧籍復権と事績の顕彰

そして、平成 8 (1996) 年の「春の法要」にて、能邨は顕明の僧籍復権の告示を教団全体に告ぐ。ここに顕明の僧籍復権が正式に達成された。

同年 4 月 1 日の「春の法要」にて、教団は顕明の「住職差免並びに擯斥処分の取消し」(告示十号)を行なった。そして、翌日 2 日の全戦没者追弔法会では、顕明の住職差免並びに擯斥処分の取消および顕明の事績の顕彰が行なわれた。

「春の法要」にて能邨は、平成 8 (1995) 年に「不戦決議」が可決されたことを報告し教団が行なった戦争協力に対し反省の弁を述べた。その上で顕

明についてふれる〔能邨 1996:20 頁〕。

1967（昭和 42）年に、この事件の再審請求がなされましたが、最高裁判所において棄却されております。そのような中で、現在に至るまで宗門が何等の措置もとらずにきたことに対し、宗門の名において全ての宗門人の共通の認識のもとに深く懺悔し心から謝罪するとともに、その処分を取り消させていただくことにいたしました〔同上〕。

教団による顕明の擯斥処分に対して全面的に謝罪し、処分を取り消すことを宣言した。そして能邨は以下のように述べる。

日露戦争の開戦論が渦巻く中で、浄土真宗の教えを聞く者の使命として（…）非戦論を唱えられたのです。すなわち、極楽浄土にあっては、他方の国土を侵害したということも聞かなければ、義のために大戦争を起こしたということも一切聞いたことはない。「依て余は非開戦論者である。」戦争は浄土の教えに生きる者の成すことではない、とその信念を表白されたのです〔同上〕。

このように顕明僧籍復権後期において、顕明は戦後 50 年を契機に「非戦の念仏者」として顕彰されたのである。

以後、顕明の顕彰活動が行われ、平成 9（1997）年から平成 12（2000）年までの 3 年の『身同』では顕明に関する論文や記事が 11 本掲載されるなど「顕明ブーム」といえるほど顕明の顕彰活動が活発化する。平成 9（1997）年には顕明ゆかりの地・新宮市に顕彰碑も建立され、顕明の追弔法要「遠松忌」が開催されるようになった。こうして顕明の顕彰は単に真宗大谷派内のみならず、新宮市での市民的復権へと向かうようになったのである。

5 結論

——高木顕明僧籍復権のメカニズムと復権要因——

以上、本稿では高木顕明僧籍復権の展開過程を明らかにしてきた。戦後、真宗大谷派教団は教団の近代化を目的にした同朋会運動を展開する。しかし、教団が近代化を推し進める矢先、教団内で差別発言事件が勃発し部落解放同盟から糾弾され、教団の差別体質が露呈した。そして部落解放同盟の糾弾を機会に教団は自らの旧体質を認め、人権部署である同和推進本部を設立する。つまり、結果的に部落解放同盟の糾弾は教団の組織改革に大きく関わっていたのである。糾弾を踏まえて設立した同和推進本部は、自己変革を施すために能動的に差別問題を中心に教団体質のそのものの問い直しを行った。その事業の1つとして、顕明の僧籍復権運動が展開された。そして、戦後50年の節目に顕明は非戦論者として顕彰されたのである。したがって、高木顕明の僧籍復権は、元を辿ると、教団の近代化を目指す同朋会運動の展開と挫折があったからこそ達成したのだ。特に、挫折にあたる部落解放同盟の糾弾は、教団に新たな人権部署を設置する直接的な起因となったといえる。

顕明の僧籍復権は単純に戦後50年の節目という記念的観点だけでは決してとらえられない。そこには、戦後における真宗大谷派教団の同朋会運動の展開と挫折という教団全体の問題を孕んでいたのである。

付記

本稿は、平成27(2015)年度に大正大学大学院に提出した修士論文「高木顕明顕彰運動の展開過程」の内容に加筆・修正したものである。

また、本稿執筆にあたり、東京都練馬区にある真宗会館において資料閲覧、そして元同和推進本部の泉恵機氏にはインタビュー調査、資料閲覧などを快く引き受けていただいた。ここに多大なる感謝を表したい。

参考文献一覧

阿満利麿 2002 「清沢満之と高木顕明——仏教者の社会倫理」法蔵館。

泉恵機 1989 「大逆事件と大谷派教団」『真宗』2月号：3-8。

- 1993「大逆事件の犠牲者高木顕明師について」『真宗』5月号：12-17。
- 1995「高木顕明師の実績について」『身同』第14号：59-81。
- 1996「高木顕明の行実」『真宗』3月号：63-69。
- 1997「高木顕明と部落差別問題（1）——小説「彼の僧」に見られる顕明の被差別部落観（感）」『大谷學報』77：13-25。
- 1998『高木顕明追弔法会遠松忌記録 1998. 6. 21』
- 2010「高木顕明、宗教者達の100年」『月刊むすぶ——自治・ひと・くらし』ロシナン社：4-8。
- 井之上大輔 2013「高木顕明の真宗信仰——先行研究の再検討と『日蓮非仏教』の分析」龍谷大学仏教史研究会編『佛教史研究』51号：26-58。
- 2014「高木顕明における信仰的葛藤——普遍的信仰と伝統宗学をめぐる」龍谷大学仏教史研究会編『佛教史研究』52号：1-31。
- 大谷栄一 2009『『近代仏教になる』という物語——近代日本仏教史研究の批判的継承のための理路』『近代仏教』16号：1-26。
- 2012『近代仏教という視座 戦争・アジア・社会主義』ぺりかん社
- 岡田正彦 1990「近代における宗教伝統の変容——真宗大谷派の宗務機講の近代化」『宗教研究』64号、273-298。
- 1991「清沢満之と真宗大谷派——リフォーマーとしての清沢満之」『大正大学大学院研究論集』第15号、91-106。
- 大沢正道 1973『思想史の方法と課題』東京大学出版会。
- 柏原祐泉 1986『近代大谷派の教団——明治以降宗政史』真宗大谷派宗務所。
- 1990『日本仏教史 近代』吉川弘文堂
- 孝本貢編 1988『大正・昭和時代（論集日本仏教史）』雄山閣。
- 解放推進本部 2005「二 大谷派における差別事件・差別事象をめぐる」真宗大谷派解放運動推進本部 2005『部落問題学習資料集』真宗大谷派宗務所、53-56。
- 訓覇信雄 2005（1969）「同和問題問題に取り組む教団の姿勢」真宗大谷派解放運動推進本部 2005『部落問題学習資料集』真宗大谷派宗務所、67-69。
- 2013（1962）「第70回定期宗議会 同朋会の形成促進 - 宗務総長

- 演説より - 『真宗同朋会運動学習資料』 真宗大谷派宗務所（組織部）、12-17。
- 出版部 1993 『死刑制度と私たち』改訂版の発行にあたって 『真宗』5月号：11-12。
- 末木文文美士 2004 『明治思想家論』トランスビュー。
- 大東仁 2011 『大逆の僧 高木顕明の真実——真宗僧侶と大逆事件』風媒社。
- 高木道明 1970 「大逆事件と部落差別——高木顕明の人と思想」 『部落問題研究』第28号：19-33。
- 同和推進本部編 1979 「推進本部のあゆみ」 『身同』創刊号：155-158。
——1996 「高木顕明氏師の名誉回復に向けて」 『真宗』3月号：62。
- 能邨英士 1995 「新しく躍動的な宗門活動の展開を」 『真宗』7月号：15-21。
——1995 「戦後五〇年の光と闇」によせて 『真宗』8月号：8-10。
——1996 「前を訪う——宗門近代史の検証と高木顕明の顕彰」 『真宗』3月号：60-61。
——1996 「戦没者追弔法会にあつたて」 『真宗』5月号：20-21。
——1996 「21世紀を切り拓く宗門をめざして——人材の養成と諸制度の改革」 『真宗』6月号：14-21。
——2009 「訓覇先生の差別発言の背景とその課題」 『能邨英士先集よきひとのおおせをかぶりて——真宗同朋会運動を生きた人』 能邨英士選集刊行委員会編、252-274。
- 部落解放・人権研究所編 2011 「真宗大谷派難波別院差別事件を糾弾」 『部落解放運動の歩み 100項——ビジュアルブック——』 解放出版社、59-60。
- 別次公正 1996 「歴史と教法を鏡として」 『真宗』6月号：32 - 41。
- 堀口節子 1994 「親鸞終息理解の再検討（2）——親鸞から性信へそして高木顕明・木下尚江へ」 『龍谷史壇』101・102号刊号：39 - 96。
- 菱木正晴 2012 『極楽の人数——高木顕明『余が社会主義』を読む』 白澤社。
- 水島見一 2010 『近・現代真宗教学史研究序説—真宗大谷派における改革運動の軌跡』 法蔵館。
- 宮谷法含 2013 (1956) 「宗門各位に告ぐ（宗門白書）」 真宗大谷派宗務所（組織部） 『真宗同朋会運動学習資料』 真宗大谷派宗務所（組織部）、9 -

11。

吉田久一 1959 a 「内山愚堂と高木顕明の著述」『日本歴史』第 131 号、68-77。

——1998 『近現代仏教の歴史』筑摩書房。

1969. 7. 25 「またも宗教家の差別 東本願寺難波別院輪番が」『解放新聞』。

1969. 9. 5 「東本願寺を糾弾難波別院差別問題 47 年の腐敗墮落に鋭く迫る」『解放新聞』。

1995 『第 28 回 宗議会（常会）議事録』。

1996. 2 『第 29 回 宗議会（臨時会）議事録』。

1997 「高木顕明師の復権と事績顕彰を——新宮市に顕彰碑を建立」『真宗』11 月号：5。

註

- 1) 明治 10 (1877) 年石川県生まれ。明治 20 (1887) 年に終生の師、清沢満之と出会い、以後清沢らとともに宗門改革運動の参加。明治 23 (1890) 年、真宗大学を卒業後、清沢のもとで多田鼎・佐々木月樵らと浩浩洞を開設。明治 36 (1903) 年頃からは、雑誌『精神界』に「歎異抄を読む」の連載を開始し、各地へ講演・布教を行なう。戦後、深い内省に基づく信仰の人として、昭和 51 (1976) 年に宗務総長を務めた。(1999 『真宗人名辞典』法蔵館、3 頁) なお暁烏敏に関しては、野本永久 1974 『暁烏敏伝』大和書房に詳しい。
- 2) 明治 15 (1882) 年生まれ。大学卒業後、地方の輪番を歴淫し、昭和 7 (1932) 年、満州開教監督、昭和 11 (1936) 年大谷大学学監などを勤め、昭和 20 (1945) 年宗務総長に就任し、47 年まで在職。昭和 31 (1956) 年再度宗務総長に就任。以降昭和 36 (1981) 年まで連続三期にわたって内局を組織した [同上、320 - 321]。
- 3) 明治 36 (1906) 年三重県菟野町生まれ。昭和 23 (1948) 年在野の信仰結社真人社を結成。昭和 25 (1950) 年に宗議会議員となり、昭和 36 (1961) 年宗務総長に就任し、昭和 45 (1970) まで三期にわたり勤めた。東本願寺の宗政の中心にあって同朋会運動を提唱し近代教学の

確立を目指す一方、教団の近代的改革に尽力した〔同上、106頁〕。